

厚木市学校運営協議会規則

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項の規定により、厚木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会が指定する学校に学校運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、保護者、地域住民等の学校運営への参画の促進及び協働を進めることにより、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校を応援するとともに、児童生徒の豊かな学びと健やかな育ちの創造に取り組むものとする。

(指定)

第3条 教育委員会は、前条の規定による役割が達成できると認められるときは、協議会を設置する学校を指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定（以下「指定」という。）をするときは、当該指定しようとする学校の校長、保護者、地域住民等の意向を踏まえるものとする。

3 指定の期間は、指定の日の属する年度の翌々年度の末日までとし、再指定することができる。

(基本方針の作成等)

第4条 指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長は、毎年度教育課程の編成等学校運営に関する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

2 指定学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に基づき、学校運営を行うものとする。

(委員の構成等)

第5条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 当該指定学校に在籍する児童生徒の保護者
- (3) 当該指定学校の学区内に居住する住民
- (4) 当該指定学校の校長
- (5) 当該指定学校の教職員
- (6) 前各号のほか教育委員会が適当と認める者

2 指定学校の校長は、委員について候補となる者を教育委員会に推薦することができる。

3 教育委員会は、前項の規定による委員の推薦が当該指定学校の校長からあったときは、これを尊重する。

4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。ただし、会長及び副会長の選出について協議会が別に定める場合は、この限りでない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が必要であると認めるときは、非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修等)

第10条 教育委員会は、委員に対し必要な研修等を行うものとする。

(協議及び助言)

第11条 教育委員会は、協議会の運営状況について把握し、必要に応じて協議及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び当該指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、委員に対し必要な情報提供に努めるものとする。

(指定の取消し)

第12条 教育委員会は、協議会の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、学校の指定を取り消すものとする。

(委員の解任)

第13条 教育委員会は、委員本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1) 第6条の規定に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。